

2022年12月15日

デジタル個人情報保護法案の草稿

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

Contents

- I. インドにおける個人情報保護法の立法に関するこれまでの経緯
- II. デジタル個人情報保護法案(草稿)の概要
- III. 今後の見通し

I. インドにおける個人情報保護法の立法に関するこれまでの経緯

現状、インドの個人情報保護規制としては、2000年情報技術法(Information Technology Act, 2000)(以下「IT法」といいます。)という、本来はIT分野全般の規制を目的とする法令上の部分的な規定による限定的な内容の規制しかありません。そのため、インドでは、個人情報の保護自体を全面的な目的とする新たな規制法令の制定が検討されてきました。

2017年7月には、個人情報保護に関する課題及び関連法令の整備について検討する専門家委員会が設置され、同委員会は、2018年7月、「A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, Empowering Indians」と題する報告書を公表し、また、2018年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2018)(草稿)を策定し、インド政府に提出しました。この段階では草稿に過ぎませんでしたが、その後、2019年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2019)が、正式な法案として2019年12月11日にインド下院(ロク・サバ)に提出されました。

同法案は、インド国民議会の両院で組織される委員会(Joint Parliamentary Committee: 以下「両院委員会」といいます。)において審議され、2021年12月16日、両院委員会による報告書が両院に提出されました。同報告書は、2019年法案について12の提言と81の修正を提案しており、その中には個人情報のみならず非個人情報も同法による規制対象とするなど、法案の性質や規制対象自体を大きく変更するような内容も含まれるものでした。

その後、インド政府は、2022年8月3日、2019年法案を取り下げました。インド政府は、両院委員会の報告書の内容も踏まえ、包括的な法令の枠組みの見直しを行うとしていましたが、2022年11月18日、電子情報

技術省(Ministry of Electronics and Information Technology)は、デジタル個人情報保護法案(Digital Personal Data Protection Bill, 2022)の草稿(以下「2022 年法案草稿」といいます。)を公開しました。同省は、現在、2022 年 12 月 17 日を期限として一般からの意見提出を受け付けています。

II. デジタル個人情報保護法案(草稿)の概要

2022 年法案草稿の一見して目を引く特徴として、全条文が 30 条となっており、これまでの 2018 年個人情報保護法案(草稿)の 112 条、2019 年個人情報保護法案の 98 条と比べて、大幅に減少しています。

法案の名称に「デジタル」が付加されたことから明らかとなっており、2022 年法案草稿は、①オンラインで収集された個人情報や②オフラインで収集され、それがデジタル化された個人情報の取扱いのみを適用対象とするものとされています。また、2021 年 12 月の両院委員会による報告書において提言されていた非個人情報も同法による規制対象とする修正も採用されていません。

2017 年の専門家委員会の設置から既に 5 年が経過しているものの、法案成立の見通しが立っていないことから、法案の内容を簡素化し、適用対象を絞って、速やかな立法を優先させようとするものではないかと推測されます。なお、2022 年法案草稿が法律として成立する場合、現行規制の根拠規定である IT 法 43A 条は削除されることが想定されています。

以下では、2022 年法案草稿の、特に重要と思われる内容について概説します。

1. 適用範囲

上述のとおり、2022 年法案草稿は、①オンラインで収集された個人情報や②オフラインで収集され、それがデジタル化された個人情報の取扱いのみを適用対象とするものとされています(4 条 1 項)。

同法案草稿については、いわゆる域外適用が想定されており、インド国外におけるデジタル個人情報の取扱いであっても、当該取扱いがインド国内における情報主体(data principal)のプロファイリング、情報主体への製品・サービスの提供行為に関するものであれば、適用があるとされていることに注意が必要です。なお、「プロファイリング」とは、情報主体の行動、属性、関心にかかる要素を分析・推測するような個人情報の取扱いをいうとされています。

一方で、データ処理がデジタルで自動化されていない個人情報の取扱い、オフラインの個人情報、私的目的のための個人による個人情報の取扱い、100 年以上存在する記録に含まれる個人情報については、明示的に 2022 年法案草稿の適用対象外であるとされています。

2. 個人情報の分類

従前の法案においては、センシティブ個人情報、重大個人情報といった定義・カテゴリーを設けて個人情報を分類し、個人情報の内容の性質等に応じて異なる規制を設定することを想定していましたが、2022 年法案草稿はそのような分類を採用していません。

もっとも、中央政府が個人情報に分類を設けて、分類により異なる規制を設定することを想定した規定もあり、今後そのような分類が採用される可能性は排除されていません。

3. みなし同意

2022 年法案草稿は、個人情報の情報主体が、個人情報の取扱いについて同意をしたとみなされる場合について規定しています(8 条)。

同意が提供されたのと事実上同視できる状況や、正当な利益が存する場合が主に想定されており、例えば、情報主体が個人情報を自発的に提供しており、かつ提供することが合理的に予測される場合、情報主体への法律上の役割の履行やサービス・利益の提供、生命健康等の危険が差し迫る場合の医療的緊急事態、伝染病発生時の医療提供、災害時等の安全確保、判決・命令の遵守、雇用関係の管理、公共の利益の存在などが、同意をしたと見なされる場合として挙げられています。

「公共の利益」には、合併買収などの組織再編・統合行為、クレジットスコアリング、債権回収なども含まれている点が注目されます。また、中央政府は、個人情報の取扱いについて同意があるとみなされる場合を追加的に指定することができるかとされています。

4. 個人情報の情報主体の権利

個人情報の情報主体の権利として、情報受託者に自身の個人情報が取り扱われているかの確認を求める権利、取扱いの概要を求める権利(12条)、訂正・削除等を求める権利(13条)、不服申告の権利(14条)、死亡・不能の場合に権利行使する者の指定の権利(15条)などが認められています。

5. 情報受託者の義務

個人情報の情報受託者には、個人情報の保護を実効化すべく、様々な義務が課せられます。

具体的な義務としては、デジタル個人情報保護法の遵守確保(9条1項)、情報主体に影響するような決定に個人情報が利用される場合や他の情報受託者に開示される可能性がある場合に個人情報が正確であることを担保するための合理的な努力(9条2項)、適切な技術的・組織的措置の導入(9条3項)、合理的なセキュリティ措置の導入による個人情報保護(9条4項)、違反の際の当局・情報主体への通知(9条5項)、個人情報が不要になった際の利用停止・削除(9条6項)、情報管理担当者の設置・周知(9条7項)、情報主体の同意のもとでの情報の移転(9条8項)などが規定されています。

6. 重要情報受託者の義務

2022年法案草稿は、重要情報受託者(significant data fiduciary)という分類を想定しており、どのような者がこれに該当するかは、取り扱われる個人情報の規模・性質、公共への影響なども考慮して、中央政府によって定められるものとしています(11条1項)。

重要情報受託者は、Data Protection Officer という役職をインド国内に設置しなければなりません。また、法令順守を評価する Independent Data Auditor の設置も必要となります。さらには、個人情報の保護への影響についての評価(Data Protection Impact Assessment)や定期的な監査の実施も求められています(11条2項)。

7. 情報の移転

個人情報の移転には、原則として当該個人情報の情報主体の同意が必要とされています(9条9項)。また、個人情報の国外への移転については、中央政府が特定の国や地域について、個人情報の移転が認められるための条件を指定することができるかとされています(17条)。

従前の法案においては、特に国外移転についてセンシティブ個人情報や重大個人情報といった分類を設けて規制がされることなどが検討されていましたが、この点については法律成立後の議論に委ねられることになったといえます。

8. 未成年の個人情報

未成年の個人情報の取扱いについては、追加的な規制が設けられています(10条)。

具体的には、親・保護者の同意が必要とされているほか、未成年に危害が生じるような取扱いが禁じられており、また、トラッキング、行動モニタリング、ターゲティング広告も禁じられています。

9. 個人情報保護委員会

個人情報保護に関する違反等を裁定する政府機関として、個人情報保護委員会(Data Protection Board of India)の設立が想定されています(19条)。

10. 適用除外

2022年法案草稿上、一定の場合における、個人情報の情報受託者の義務、情報主体の権利等、情報の移転規制についての適用除外規定が設けられています(18条)。

具体的には、法的な権利や主張の執行のために必要な場合、インドにおける裁判所等の機関において司法・準司法機能の履行のために必要な場合、法令違反の防止・調査・執行を目的とする場合、インド国外の情報主体の個人情報の処理がインド国外の者との契約に基づいてインドに所在する者によって取り扱われる場合(アウトソース事業を想定するものと思われる。)などが、適用除外の場合として規定されています。

また、中央政府が、国益その他の公共秩序の維持や調査・統計などに必要な場合などに、その他の適用除外を定めることができるとされています。さらに、中央政府は一定の情報受託者を指定して適用除外を定めることもできるとされています。

III. 今後の見通し

2022年法案草稿は、従前の法案に比べれば簡素ですが、現行法であるIT法に基づく規制に比べれば、より包括的・詳細な内容となっており、インドにおける個人情報の保護及び事業者の活動への影響の透明性の確保には資するものと言えます。

もっとも、多くの論点について政府が追って指定することが想定されており、法律として成立したとしても、それらの政府の指定の内容によっては、規制の範囲が大きく異なる可能性を残すものとなりそうです。また、同法案は、未だ草稿の段階であり、従前の法案における経緯に鑑みても、インドの国会に提出されるまで、また、インドの国会における審議の中でも、規制内容に修正が加わる可能性は十分にあるように思われます。

そのため、現時点で2022年法案草稿に対する具体的な対応は必要ないと思われるものの、今後の動向には引き続き注視する必要があります。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com